

議案第四八号

一時借入金に関する件

昭和二十八年年度中において本町歳出予算内の支出に充当するための次の通り一時借入することができる。

記

- 一 借入金類
- 一 借入先
- 一 借入利率

八〇〇萬円以内

山陰合同銀行、鳥取銀行、扶桑銀行、  
元金百円につき一日金三銭五厘以内



昭和二十八年十二月二十一日提出

三朝町長 坂出 雅巳